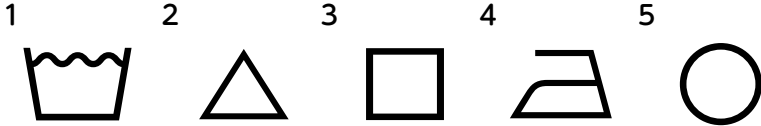


洗濯表示を正しく理解しましょう

平成28年12月1日から衣類等の洗濯表示が変わりましたが、どのくらい把握していますか。家で洗えるものなのかクリーニングなのか。次の記号の意味が何になるのか考えてみましょう。回答は10ページにあります。

基本記号（1～5）の意味を下のA～Eの中から選んでください。

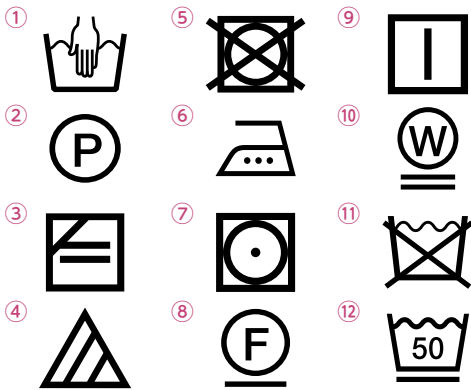


A アイロン B 家庭洗濯 C 漂白 D クリーニング E 乾燥

付加記号

- 禁止: 「線 (-)」で表します。線が増えるほど弱くなります。
- 強さ: 「線 (-)」で表します。線が増えるほど弱くなります。
- 温度: 数字、記号で表します。タンブル乾燥やアイロンの温度は「点 (・)」で表し、数が増えるほど温度は高くなります。

基本記号、付加記号を参考に次の①～⑫の記号の意味を右のア～シの中から選んでください。



- ア 家庭での洗濯禁止
- イ 底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
- ウ つり干しがよい
- エ 日陰のぬれ平干しがよい
- オ パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
- カ 石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
- キ タンブル乾燥禁止
- ク 液温は40℃を限度とし、手洗いができる
- ケ 液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
- コ 非常に弱い操作によるウェットクリーニングができる
- サ 酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
- シ 低い温度でのタンブル乾燥ができる（排気温度上限60℃）

子ども服の安全性、気をつけていますか？

これからだんだんと暖くなるにつれ、お子さんの服を新調する機会も増えていくことと思われます。子どもの衣服に関して、思いがけない事故が起きています。子どもが着る服を選ぶ際は、デザイン性や快適性のほかに、安全性もよく考えて選びましょう。

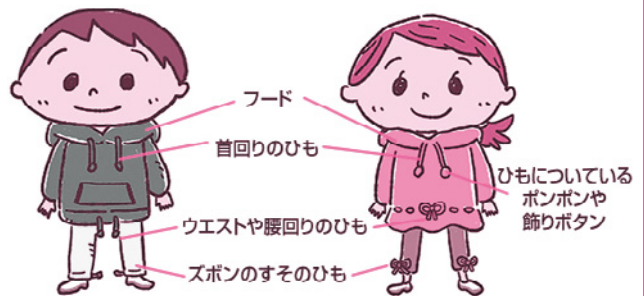
●衣服が関係した事故の例

- ①上着のフードが、ドアノブに引っかかり首が締まった
- ②自分でズボンのすそのひもを踏んで転倒し怪我をした
- ③上着のファスナーを上げるとき首の皮膚を挟んだ

思わぬ事故につながることもあるので、衣服は慎重に選びましょう。また、服を着せるときには、ファスナーで皮膚を挟んだりしないよう気をつけましょう。

子ども服の要注意ポイント

たとえば、こんな部分が家具やドア、遊具などに引っかかると、転倒や首締めなどの事故に…。



●手持ちの子ども服はどうすれば？

既に持っていたり、誰かから贈られたりした子ども服またはリサイクルショップで売られている古着などに、上図のような不安な点があった場合は、次のような工夫を考えてみましょう。

- ・ひもを抜くか切って短くする。
- ・ひもを適度な長さで衣服に縫いつけ、周囲の突起物などに引っかかりにくいようにする。
- ・ポンポンを切り取る。
- ・子どもの体格に合った服を着せる。

出典：政府広報オンライン

電気の使い方考えてみませんか？

平成28年4月に電力の小売全面自由化が始まり、家庭や商店でも電力会社や料金メニューを選択できるようになりました。料金メニューを見直すだけでなく、家電製品の使い方を少し工夫して、節電を心がけてみませんか。節電・省エネを心がける事で電気代の節約にもつながります。

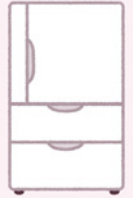
エアコン

- 室温は冬は20℃、夏は28℃を目安に心がけ、必要な時だけつけるようにする。
- ドア・窓の開け閉めは少なくする。
- フィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除するように心がける。
- 室外機のまわりに物を置かないようにする。
- 扇風機を併用する。
(冬は暖まった空気を循環させ、夏は涼しく感じます)



冷蔵庫

- 冷蔵庫の設定温度は適切に調節する。
- 扉を開ける時間をできるだけ減らす。
- 食品を詰め込まないように心がける。
(常温で保存できるものを冷蔵庫に入れないようにする)
- 熱い物は冷ましてから保存する。



照明器具

- 不要な照明は消すようにする。
- 照明のかさやカバーをこまめに掃除する。
(汚れていると明るさが低下します)



ジャー炊飯器

- 1日分をまとめて炊いて、保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。

洗濯機

- 容量の80%程度を目安にまとめ洗いを心がける。

テレビ

- 画面は明るすぎないように最適に調節する。
- 必要な時以外は消すようにする。つけっぱなしには要注意!

温水洗浄便座

- 便座保温・温水の設定温度を下げるようにする。
- 使わない時はふたを閉める。

省エネ型製品への買い換えやLED電球への交換も節電・省エネにつながります。

引越しサービスの利用時、こんなところに気をつけて!

3月から4月にかけては、引越しサービスを利用する人が特に多い時期です。消費生活相談窓口には、引越しサービスに関して「荷物を失くされた」「床に傷をつけられた」など、さまざまな相談が寄せられています。そこで、引越しサービスに関するトラブル事例や、利用される方へのアドバイスについて紹介します。

【事例1】引越し当日の作業予定時間を大幅に過ぎてても引越業者が来ない。連絡すると、「運転手が体調不良になってしまい、代わりの人が見つからず、いつになるかわからない」と言われた。

【事例2】引越しで借家の階段に傷を付けられたが引越業者が認めない。

消費者へのアドバイス

見積依頼時・契約時

- 見積もりは複数の事業者に依頼し、価格だけでなくサービス内容も十分に検討する
- 見積書と約款は契約内容を示す大切なものであると認識する
 - 契約条件である約款は、必ず見積時に確認し、気になる点は説明を受ける。
 - 口頭で打ち合わせた内容であっても、事業者と約束したことは見積書に記載してもらう。
- わからないことがあれば事業者に積極的に問い合わせる

引越し作業中・引越し作業終了後

- 引越し作業中および作業終了後にはすぐに点検する
 - 作業中に荷物や家屋などに傷がついた場合はその場で事業者に申し出る。引越し完了後すぐに、荷物の個数や状態を確認する。
 - 引越し後荷物の紛失、破損に気が付いた場合すぐに事業者に連絡する。標準引越運送約款では、荷物の紛失や破損は引き渡された日から3か月以内に連絡をしないと事業者の責任は消滅するので注意!
- トラブルにあった場合は消費生活センターにご相談ください

悪質な通販サイトにご注意ください!

「通販サイトで商品を注文し代金を支払ったが商品が届かない」「届いた商品が偽物だった」といったトラブルの相談が寄せられています。通販サイトは欲しい商品をパソコンやスマートフォンを利用してインターネットでいつでも購入できる反面、トラブルに遭うこともあります。

【トラブル事例】

- ① ネットで欲しいブランドバッグが安く販売されている通販サイトを見つけ、クレジットカードで決済をした。後日商品が到着し、中身を確認したら、明らかに偽物だった。返品をしようとメールで何度も問合せをしたところおかしな日本語で返信があった。その後連絡がとれなくなってしまった。
- ② 通販サイトに欲しいスニーカーがあったので銀行振り込みで購入をしたが、商品が届かない。サイトを確認したところ住所や電話番号の記載もなく、メールをしても返信がない。

● 悪質な通販サイトを見抜くポイントとアドバイス

1 正確な運営者氏名、住所、電話番号の記載がなく、連絡手段がEメールしかないサイト

☞ 連絡手段がEメールしかない場合、相手から返信がなくなってしまうと返金の交渉をすることもできません。記載されている情報が実在する住所や電話番号であるか注意が必要です。

2 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている

☞ 複数のサイトを比べて異常な値下げでないか確認しましょう。極端に値引きされているものは偽物の可能性があります。慎重に判断しましょう。

3 日本語の表現が不自然である

☞ サイト全体、返信メールなどに、機械翻訳のような不自然な日本語が見受けられる場合は注意が必要です。

4 支払い方法が銀行振込のみとなっている

☞ 銀行振込は、一旦振込むとお金を取り戻すことは極めて困難です。銀行口座の名義がサイトの名称や運営者氏名と異なる場合は特に注意が必要です。

【トラブルに遭ってしまったら】

消費生活センターにご相談ください。相談の際は次の書類などお持ちください。

- ・購入したサイトの事業者のURLや購入したサイト画面のコピー
- ・事業者とやり取りしたメールの履歴
- ・クレジットカードの利用明細、振込記録などの書類
- ・商品が届いている場合は、届いた商品



通信販売では、悪質な通販サイトのほか、「お試し価格」「初回無料」などをうたった健康食品、化粧品、飲料などの定期購入トラブルの相談も多く寄せられています。トラブルに遭わないためにも購入の際は、契約内容や解約条件をよく確認しましょう。

ご利用ください 消費生活相談

消費生活相談では、契約に関するトラブル、製品の品質や安全性、悪質商法、多重債務問題などについて、専門の資格を持った相談員が電話や面談で相談を受け、アドバイスや事業者とのあっせん、専門機関の紹介などを行っています。



【相談日】

毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く）
午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】

消費生活センター
（市役所別館4階 48番窓口）

【電話】 ☎463-1111（内線2256）

【回答】 1-B 2-C 3-E 4-A 5-D

①-ク ②-オ ③-エ ④-サ ⑤-キ ⑥-イ ⑦-シ ⑧-カ ⑨-ウ ⑩-コ ⑪-ア ⑫-ケ

自転車の事故を防ぐために

自転車による事故は、新学期を迎える4月から5月に多く発生しています。乗る前の点検や使用の際の注意に加えて、販売店での定期的な点検を受けることなどで、未然に防げる事故があります。自転車を正しく使用して、事故が起きないように気をつけましょう。

○このような自転車の事故が起きています！

【事例】

- ① ハンドルに傘をかけて走行したところ、車輪に巻き込み、車輪がロックして転倒した。
- ② 整備不良のまま走行したため、ブレーキがきかず、転倒した。
- ③ 子どもを自転車の荷台に乗せていたら、子どもの足が車輪に巻き込まれてけがをした。

【事例に対するアドバイス】

- ① ハンドルに買物袋や傘などをかけて乗ると、車輪に巻き込まれたりして危険です。ハンドルに物をかけないようにしましょう。
- ② レバーやネジの締め付け不足、ブレーキの磨耗など、整備不良が原因である事故を防ぐために、乗車前にしっかりと点検をし、異常があったら乗るのをやめて、販売店に相談しましょう。
- ③ 同乗者の足が後車輪に巻き込まれてけがをする「スポーク外傷」が発生しています。このようなけがを防ぐため、子どもを乗せるときは必ず幼児座席を使用しましょう。また、6歳以上の子どもを自転車に同乗させることは、道路交通法施行細則等で認められていません。



○自転車を選ぶとき・乗るときの注意点

- ・乗る人の体格や使用する目的に合った自転車を使用してください。
- ・ブレーキが装備されていないなど、必要な装備を有しないものは、公道では使用できません。
- ・緩みやがたつきなど異常が見つかったら、販売店等の点検を受けてください。点検は、有料の場合があります。
- ・ライトを点灯する際には、走行中に足で操作しないでください。車輪に巻き込まれたりすると危険です。
- ・レインウェアを使用する場合、走行中にポンチョなどのレインウェアが車輪に巻き込まれることがあります。走行前にレインウェアと駆動部が接触していないか確認しましょう。

○チェックリストを参考に、乗車前の点検をしましょう！

※自分で点検を行うのが難しいお子さんが乗る場合は、必ず保護者の方が点検をしてください。

【自転車日常点検チェックリスト】 参考：NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）平成27年4月23日 News Release

- 本体に亀裂やさびなどが発生していないか。
- 前輪、後輪の取り付けに緩みや変形はないか。
- ハンドル軸（ステム（①））は動かないように確実に締まっているか。
- サドルのシート柱（ポスト（②））は動かないように確実に締まっているか。
- ペダルにがたつきや緩みはないか。
- ブレーキレバーの緩み、ワイヤーの伸び、さびや傷みなどが発生していないか。
- 前後ブレーキは適切に作動しているか。
- チェーンに余分なたるみ、さび、摩耗や回転の異常などが発生していないか。
- タイヤの空気圧は適切か。異物がささっていたりしないか。
- 車輪のリム（③）やスポーク（④）に変形、破損はないか。
- 泥よけ（⑤）に曲がりや外れなどはないか。
- ハンドルに傘や買物袋などをかけていないか。
- 折り畳み自転車は折り畳み部が確実に固定されているか。

